

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 福島県議会定例会を招集する件 二八二
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 二八二
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 二八二
- 公金の徴収の事務を委託した件 二八三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 二八三
- 国土調査として指定した件 二八三
- 県営土地改良事業計画を変更した件 二八四
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 二八四
- 公 告
- 一般競争入札を行う件 二八四
- 落札者を決定した件 二八六
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 二八六
- 浸水想定区域を指定した件 二八七
- 福島県病院局
- 一般競争入札を行う件 二八七
- 福島県公安委員会
- 道路交通法による指定講習機関として指定を受けた者から変更の届出があった件 二九〇
- 道路交通法による運転免許取得者等教育の認定を受けた者から変更の届出があった件 二九〇
- 道路交通法による運転免許取得者等検査の認定を受けた者から変更の届出があった件 二九〇

告 示

福島県告示第三百四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を令和六年六月十八日福島市に招集する。
令和六年六月四日

福島県知事 内堀雅雄
(総務課)

福島県告示第三百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
令和六年六月四日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護かえりえ北青木	会津若松市北青木一―一〇	令和五年一〇月一日
白河在宅支援診療所	白河市泉田池ノ上八三一―	令和六年四月一日
社会福祉法人 うつみね福祉会 うつみね診療所	須賀川市小作田字仲田二三番地三	同日

(社会福祉課)

福島県告示第三百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
令和六年六月四日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第三百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、北移地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和六年六月四日

（農村計画課）

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年六月五日から

同 月二十四日まで（二十日間）

三 縦覧の場所
田村市役所

（農村計画課）

福島県告示第三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和六年六月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

高木則夫 佐藤義昭 鈴木一夫 鈴木一夫 高木則夫 佐藤チエ子 佐藤チエ子

石井典夫 瀬谷秀武 菅波禎子 石井美代子 後藤文雄 長谷川金治 会田孝子 会

田孝子 中野洋志 後藤文雄 中野庄内 石井典夫 草野勝哉 石井美代子 山野辺

光一郎 青木友子 船生壽一 西山義意 馬上博美 西山義意 新妻太 戸田道雄

片寄勝広

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和六年福島県告示第三百十三号）によること。

（森林保全課）

公 告

公告第99号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年6月4日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 空港用高速ロータリ除雪車（2.6m級） 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和8年3月31日（火）
- (4) 納入場所 福島県福島空港事務所（福島県石川郡玉川村大字北須釜字はばき田21番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年6月26日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時までで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和6年6月4日（火）から同月26日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年6月14日（金）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年6月14日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所

令和6年7月17日（水）午後1時30分 福島県出納局入札用度課

（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年7月16日（火）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: High Speed Rotary Snowplow for Airport (2.6m class) 1 unit

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 17 July 2024

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 16 July 2024

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,

Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第100号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム仮想化共通基盤機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年6月4日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステム仮想化共通基盤機器 一式
2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
3 落札者を決定した日
令和6年3月28日
4 落札者の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
5 落札金額
296,708,280円
6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年2月16日

(デジタル変革課)

公告第百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和六年六月四日
福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称
江花川沿岸土地改良区

Table with columns for position (理事, 役員, 退任した役員), name (氏名), and residence (住所). Lists names like 山本 明男, 安田 浩一, etc., and their respective addresses in Fukushima City.